



決 定 書

異議申出人

宮代町

横溝 昌一

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年10月20日付けで提起された令和7年10月5日執行の宮代町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、宮代町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨

第1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人新井康之（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。

第2 本件異議申出の理由

本件異議申出について、異議申出書の記載、申出人の口頭による意見陳述の結果から、その理由を要約すれば、次のとおりである。

当委員会が業務委託し実施した本件選挙における選挙公報のポスティング配布にて、申出人及び申出人の近隣世帯の一部へ選挙公報が配布されず、選挙公報を閲覧できない選挙人が存在した。このことは、当選人が有利となるよう当委員会が委託業者へ指示したことによるものと考えられる上、全ての町民に選挙公報が配布されていないことから公平な選挙が実施できていたとは言えないため、当選人の当選は無効である。

第3 証拠書類等

申出人が提出した証拠書類等

申出人近隣世帯における選挙公報未配布世帯に関する記録（14世帯）

決定の理由

当委員会は、申出人から令和7年10月15日に提出された異議申出書について、形式的な要件を備えた適法なものと認め、令和7年10月20日付けでこれを受理した。

なお、審理に当たっては、申出人からの申立てによる口頭意見陳述を実施し、提出された証拠書類等とともに、慎重に審理を行った。

第1 はじめに

当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定した機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う」ものをいい、「広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）中罰則に掲げる行為に該当することを理由として当選の無効を主張する場合を含まない」ものと解されている（東京高判昭和28年2月17日判決）。

第2 当委員会の判断

前記のとおり、当選の効力に関する争訟は「有効に行われた選挙において」が前提となっており、申出人の主張は「当選人が有利となるよう当委員会が委託業者へ指示し、全ての世帯に選挙公報が配布されていないことから、公平な選挙が実施されず、有効に選挙が行われなかった。」というものである。

本件選挙の選挙公報は、宮代町選挙公報発行条例（平成10年宮代町条例第4号）第5条第1項の規定に基づき、委託業者のポスティングにより町内の15,848世帯に選挙期日の前日（令和7年10月4日）までに配布したほか、同条第2項後段の規定に基づき、本件選挙の告示日（令和7年9月30日）には町公式ホームページに選挙公報の電子データを掲載してパソコン・スマートフォンで閲覧可能な状態にするとともに、翌日には町内の各公共施設（8箇所）、町内の各郵便局（3箇所）及び町内の各駅（3箇所）に、選挙期日には町内の各投票所（11箇所）に配架したところであり、本件選挙における選挙公報の配布方法等が同条例の趣旨に反しているとは言えない。

一方、申出人の「当選人が有利となるよう当委員会が委託業者へ指示した」との主張については、申出書、口頭意見陳述及び提出された証拠書類から、その主張を確たるものとする十分な証拠が得られたとは言えず、正当性は認められない。

従って、本件選挙においては、申出人の自宅に選挙公報が配布されなかった事実は確認できたものの、前記のとおり選挙公報発行条例の規定に反して選挙公報の配布が行われたとは言えず、申出人の主張について認められる点は無ことから、「本件選

挙は有効に行われたもの」と解するべきである。

よって、申出人の主張は、当選無効の事由には該当せず、理由がないことから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年11月12日

宮代町選挙管理委員会
委員長 岡村 信夫



教 示

この決定に不服のあるときは、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。